

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

人事課

○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

畜産課

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例

警察本部

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

令和2年12月25日 岡山県公報 号外

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十三号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。
本則中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十四号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十三号中「家畜改良増殖法第三十二条」を「家畜改良増殖法施行令(昭和二十五年政令第二百六十九号)第九条」に改め、同条第二十四号中「家畜改良増殖法第三十二条」を「家畜改良増殖法施行令第十條第一項」に改め、同条中第六十九号を第七十一号とし、第二十五号から第六十八号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の二号を加える。

二十五 家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第三十八条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付 千七百二十円

二十六 家畜改良増殖法施行規則第三十九条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 千七百二十円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二十八号イ」を「第二条第三十一号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

本県の財政状況等に鑑み、引き続き、令和四年三月三十一日までの間において、知事等の給与の特例措置を講ずるものである。

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

家畜改良増殖法等の一部改正に鑑み、家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付に係る手数料の額を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機、道路標識及び道路標示の基準を定める条例の一部を改正する条例について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。